

入院費用について

※1ヶ月を30日で計算しています。

70歳未満の患者様の1ヶ月の入院自己負担額の概算

所得区分	医療費	食事代	居住費	月計
	自己負担限度額	食事療養費負担額		
区分ア（標準報酬月額83万円以上）	252,600円 +（医療費-842,000）×1%	月額 41,400円 一食 460円 1日当たり1,380円×30日	月額 11,100円 1日当たり370円×30日	計30万5,100円 +α(1%分)
区分イ（標準報酬月額53万～79万円）	167,400円 +（医療費-558,000）×1%			計21万9,900円 +α(1%分)
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円）	80,100円 +（医療費-267,000）×1%			計13万2,600円 +α(1%分)
区分エ（標準報酬月額26万円以下）	月額上限 57,600円			計11万0,100円
区分オ（住民税非課税）	月額上限 35,400円	月額 18,900円 一食 210円 1日当たり630円×30日	月額 11,100円 1日当たり370円×30日	計6万5,400円

70歳以上の患者様の1ヶ月の入院自己負担額の概算

適用区分	医療費	食事代	居住費	月計（概算）
	自己負担限度額	食事療養費負担額		
Ⅲ 課税所得690万円以上の方	252,600円 +（医療費-842,000）×1%	月額 41,400円 一食 460円 1日当たり1,380円×30日	月額 11,100円 1日当たり370円×30日	計30万5,100円 +α(1%分)
Ⅱ 課税所得380万円以上の方	167,400円 +（医療費-558,000）×1%			計21万9,900円 +α(1%分)
Ⅰ 課税所得145万円以上の方 一部負担金 3割	80,100円 +（医療費-267,000）×1%			計13万2,600円 +α(1%分)
一般 一部負担金 1割、2割	月額上限 57,600円			計11万0,100円
Ⅱ 住民税非課税世帯 一部負担金 1割	月額上限 24,600円	月額 18,900円 一食 210円 1日当たり630円×30日	月額 11,100円 1日当たり370円×30日	計5万4,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下等） 一部負担金 1割	月額上限 15,000円	月額 9,000円 一食 100円 1日当たり300円×30日	月額 11,100円 1日当たり370円×30日	計3万5,100円

※上記以外に治療行為によって、保険外の医薬品、差額ベッド料、病衣・オムツのリース契約、診断書、歯科の往診料、散髪料などは自己負担限度額に含まれません。

※自己負担限度額は負担額の上限であり、この医療費を日割り計算するものではありません。

※自己負担限度額は月単位となります。例えば月末に入院されて短い入院期間でも医療費が上限額まで達すれば、一ヶ月入院した医療費と同額のご負担となります。（食費は提供させて頂いた分の請求です）

※上記金額は入院に必要な費用のおおよその目安です。

※個室・準個室へご入院される場合は、別途室料が発生いたします。

※令和3年9月22日改定。